

米陸軍トリイ通信施設での米軍ヘリによる吊り下げ訓練に対する 意見書

9月30日午後、米陸軍トリイ通信施設で、CH53E大型輸送ヘリが工事用の特殊車両を吊り下げて、着陸する様子が確認された。報道によると、ヘリは本村の海岸沿いを車両を吊り下げて飛行し、午後1時10分過ぎに同施設に着陸したとの事である。

同様な訓練が行われる度に、議会と村当局から抗議、要請を行ってきたにもかかわらず、一向に改善される状況にない。

背景には、国土面積の約0.6%しかない沖縄県に、全国の米軍専用施設面積の約70.3%が集中し、陸上のみならず広大な水域と空域が訓練区域として、米軍管理下に置かれている事があり、過重な基地負担の軽減が求められている。

また、締結以来一度も改定されていない日米地位協定のもとで、在日米軍基地の管理、運営は、米軍の裁量に委ねられており、日本の国内法が基本的に適用されない事も、米軍基地に起因する事件や事故の発生、あるいは住民生活との軋轢の要因になっている。

トリイ通信施設周辺及び海域は地域住民の生活圏であることから、その上空で吊り下げ訓練を行うことは、住民の安全・安心な生活を軽視したものであり、決して認められるものではない。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から米軍及び関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について、速やかに実施するよう強く要請する。

記

- 1 トリイ通信施設での吊り下げを伴う訓練は中止すること
- 2 在沖米軍基地の整理・縮小を図ること
- 3 日米地位協定の抜本的見直しを行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月7日

沖縄県読谷村議会

あて先

内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、
外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長

米陸軍トリイ通信施設での米軍ヘリによる吊り下げ訓練に対する 抗議決議

9月30日午後、米陸軍トリイ通信施設で、CH53E大型輸送ヘリが工事用の特殊車両を吊り下げて、着陸する様子が確認された。報道によると、ヘリは本村の海岸沿いを車両を吊り下げて飛行し、午後1時10分過ぎに同施設に着陸したとの事である。

同様な訓練が行われる度に、議会と村当局から抗議、要請を行ってきたにもかかわらず、一向に改善される状況にない。

背景には、国土面積の約0.6%しかない沖縄県に、全国の米軍専用施設面積の約70.3%が集中し、陸上のみならず広大な水域と空域が訓練区域として、米軍管理下に置かれている事があり、過重な基地負担の軽減が求められている。

また、締結以来一度も改定されていない日米地位協定のもとで、在日米軍基地の管理、運営は、米軍の裁量に委ねられており、日本の国内法が基本的に適用されない事も、米軍基地に起因する事件や事故の発生、あるいは住民生活との軋轢の要因になっている。

トリイ通信施設周辺及び海域は地域住民の生活圏であることから、その上空で吊り下げ訓練を行うことは、住民の安全・安心な生活を軽視したものであり、決して認められるものではない。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から米軍及び関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について、速やかに実施するよう強く要求する。

記

- 1 トリイ通信施設での吊り下げを伴う訓練は中止すること
- 2 在沖米軍基地の整理・縮小を図ること
- 3 日米地位協定の抜本的見直しを行うこと

以上、決議する。

令和3年10月7日

沖縄県読谷村議会

あて先

駐日米国大使、在日米軍司令官、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、
在沖米陸軍第10地域支援軍司令官